

1964年12月26日(第5日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時 分~午後4時 分)

2. 応招議員は次の通りである.

議席	1番	天 久 豪 太 郎	2番	比 嘉 定 亮 3番	天 久 盛 雄
4"	安 次 富 盛 信	5"	石 川 真 大 6"	天 村 盛 雄	村 里 春 果
7"	稻 嶺 正 康 8"	石 田 真 英 9"	天 安 里 春 安	仲 村 盛 幸	安 里 明 界
10"	又 吉 正 弘 11"	石 川 繁 永 12"	天 大 川 城 盛	大 官 幸 昌	官 中 里 助
13"	伊 佐 真 得 14番	仲 村 喜 貞 15"	伊 佐 村 喜 貞 16"	武 島 行 男 20"	伊 佐 村 喜 貞 17"
16"	官 里 敏 行 18"	伊 佐 村 喜 貞 19"	武 島 行 男 21"	古 波 清 次 郎	

3. 不応招議員はなし.

4. 出席議員は応招議員と同じである.

5. 欠席議員はなし.

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである.

市長	仲 村 春 勝	助 役 員	屋 真 徳
総務課長	松川 正義	財政課長	奥里 将俊
住民課長	仲村 春信	建設課長	島袋 昌兼
経済課長	沢し 安一	水道課長	園吉 真義
			民生課長 当山 善喜
			消防団長 大城 仁幸

7. 議会事務局職員の出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 照 屋 毅 島袋 真由 知念 善光

8. 議事日程は次の通りである.

日程第1 議事録 倉庫水廻り申請に付した村の1710...

1964年12月 日(第 日)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時 分~午後4時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番	11番	12番	13番	14番	15番	16番	17番	18番	19番	20番	21番
	天 久 森 比 嘉 定 亮 3 天 久 盛 雄	安 次 富 太 石 川 真 大 番 仲 村 馨 泉	信 郎 信 比 嘉 真 大 6 仲 村 馨 安 果	正 康 石 田 英 正 繁 9 安 里 川 幸 明	弘 弘 石 川 村 喜 永 12 大 官 川 昌	得 得 仲 村 喜 永 15 官 城 里 助	行 行 伊 佐 貞 寿 18 中 里 幸 助	男 男 仲 村 盛 光 21 古 波 藤 次 郎													

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村春勝	助役	具屋真徳		
総務課長	松川正義	財政課長	奥里哲俊	民生課長	当山善喜
住民課長	仲村春信	建設課長	島袋昌栄	消防団長	大城仁幸
経済課長	沢し安一	水道課長	園吉真義		

7. 議会事務局職員の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1

一般質問

議 長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しました。よつて只今より第5日目の会議を開きます。  
(午前10時37分)

議 長～質疑第1語問第13号、公有水面埋立申請に対する語問についてを上程致します。局長をして朗読せしめます。

議 長～1番議員の出席を報告します。

市 長～公有水面の埋立については、百としても構想に入れ今計画を立てつつあるんでありますが、これについて只今語問として提案してあります。横に上原光雄外多名の方から伊佐浜の公有水面埋立の申請が主席に提出されて、主席から最今読み上げた様な語問が参つております。この件は大塚なとでありますので、議会の御意向もよく伺いして答申したいと思ひまして、本案件を提案致してある次第であります。そのつもりでこの語問事項に対してよろしく御答議願ひます様にお願い致します。

議 長～本議に対する質疑を求めます。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時53分)

議 長～再開致します。(午前10時55分)

18番～本語問案を出される前に当局として、その案件に対する検討を済めたことがあられるかどうかです。

市 長～主席からの語問の文書が来てから、こちらの計画している図面と、この図面とを引き合せて、どの辺になると云うこと、結局重なるんだと考へてその後どう云うふうな計画の方へ、どう云う語問が来ておりますがと云うことを都計の語問委員会にも検討して報いた訳であります。

18番～市の都計委員会ですね、その市の都計委員会に検討してもらつたことと云うことですが、その審査の結果が公表出来るんだつたら御説明願ひます。

市 長～御説明申し上げてもいいと思ひますが、先に似た様な事がありました。それが又先入偏になつて議会の検討に支障をきたす様なことはないかどうか、その辺を考へてどうかと思ひます。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時57分)

議 長～再開致します。(午前10時58分)

議 長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しました。よつて只今より第5日目の会議を開きます。  
(午前10時37分)

議 長～目録第1諮問第13号、公有水面埋立申請に対する諮問についてを上程致します。局長をして朗読せしめます。

議 長～1番議員の出席を報告します。

市 長～公有水面の埋立については、市としても構想に入れ今計画を立てつつあるんでありますが、これについて只今諮問として提案してあります様に上原光雄外3名の方から伊佐浜の公有水面埋立の申請が主席に提出されて、主席から露今読み上げた様な諮問が参つております。この件は大事なことでありますので、議会の御意向もよくお伺いして答申したいと思ひまして、本案件を提案致してある次第であります。そのつもりでこの諮問事項に対してよろしく御審議載きます様にお願ひ致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時53分)

議 長～再開致します。(午前10時55分)

18番～本諮問案を出される前に当局として、その案件に対する検討を加えたことがあられるかどうかですね。

市 長～主席からの諮問の文書が来てから、こちらの計画している図面と、この図面とを引き合せて、どの辺になると云うこと、結局重なるんだとそしてその後こう云うふうな計画の方へ、こう云う諮問が来ておりますがと云うことを都計の諮問委員会にも検討して載いた訳であります

18番～市の都計委員会ですね、その市の都計委員会に検討してもらつたと云うことではありますが、その審査の結果が公表出来るんだつたら御説明願ひます。

市 長～御説明申し上げてもいいと思ひますが、先に似た様な事がありましたそれが又先入観になつて議会の検討に支障をきたす様なことはないかどうか、その辺を考えてどうかと思ひます。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時57分)

議 長～再開致します。(午前10時58分)



18番～この諮問の内容から検討致しまして見ました場合には、目的が宅地の造成と云う目的で埋立をするんだと云う様な内容になっておりますがそれについて当局の御見解御説明を願います、申し上げるのは、色々市にもかん拓事業と云うのは港湾計画では、或は郡計では、或は又区域の決定とかと云うのもあつたかと思ひますが、この諮問の内容からすると、宅地の造成のために埋立をするんだと、これについて当局としての見解と考え方について、

市長～只今のものは、これの使用目的が、市の使用目的と一致するかどうかと云うことですか、使用の目的については、今の所郡計のプランでは、その埋立地域は将来の工業用地と云うふうな事になつておりましたのでそこには住民地域と云うふうになつていますが、しかし市の計画の中の中の一部でありますので、全般的の工業用地の中に、この程度の住宅の地域はプランの変更によつて出来ないことはないと思ひます。結局と申し上げますのは、一号線に近いので一番その便利な地域になんてそう云う所は部略と向いて何時でも、住宅地になりうるんじゃないかと云う考へであります、埋立地全域のマスタープランでは、埋立地全域は一応工業用地と云うふうな名目をうつつある訳であります。

議長～4番議員の出席を報告します。

18番～そうすると、あとにいわゆる工事計画説明書の中の道路状況と云う中で、もつかその埋立は併住宅地として供したいと云うことが、内容になつておりますが、今のその説明からすると、若かんは住宅地として、あててもいいと云う所もあるんじゃないかと云うことでありますがこの内容からすると若かん的に宅地に当てたと云うふうな内容になつておりますが、そうすると御説明の様に市では工業用地として、するんだと云うふうな前提の基で、その辺の計画がなされるんだと云うふうな感じを受ける訳ですが、市の計画とはかけ離れた所の目的と云うことになるかどうかですね、いわゆる市の第1目的は工業用地にあてたいと、もち論その中にはいくらかは宅地の含まれるでしょうが、第1には工業用地だと云うふうな御説明かと思ひますが、そうするとその内容では全部宅地に造成したいと云うふうな内容になつておると思ひますので、その場合には市の計画とは全々かけ離れた所の目的になつておるかどうかですね、と云うふうな感がするんだが、それについての御説明を願います。

議長～暫く休憩致します。(午前11時03分)

議長～再開致します。(午前11時04分)

議長～3番議員の出席を報告します。

市長～一応建設課長が来ておられるので、お話を伺いたいと思います。市長、この計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。

18番～市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。

市長～市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。

5番～市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。

市長～市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。市長、その計画は、市の計画の中で、どの位置づけをどうするかが、重要なポイントだと思います。

5番～今日出来ませんか。

市長～はい。

15番～直接にこの問題とは結びつかないかも知れませんが、先の話も関係すると思いますので、質問したいと思います。市長

市長～一応建設課長が来ておらんで、今市の計画のこの前部計審議委員会に市の方として出した計画の図がありますが、それを一応さらになつたらおわかりかと思いますが、市としての計画は最つところ広いのであります。そしてこの部分が一番その一号線に近いあるわずかの部分になつておりますので、広い大きな図面は一応は、市として工業用地と云うふうに明記してありますけれども、そこは伊佐の部落にも近いし、そのわずかの部分でありますので、住宅地域にも、ここは全体としての大きな計画が埋立目標は工業用地だが、この部分だつたら住宅地域にも、変更される様な可納性があるんじゃないかと、こう思われると云うことであります。そうなりますと云うと、標題の名前は前々違つた名前だが、実際使用においては、こう云うふうに今の名前云つた様な方向に使用されると云うことが、可納性があるんじゃないかと云うふうな見方をしております。

18番～そこは以前から埋立をすると云うふうな基本的小考えがあつたと思つてますが、そう云うふうに個人から特定の人から申請が出ておりますが、これについて市として、ズズズ改められれば若し埋立をすると云うことになる、こう云う申請が出た場合において、市の計画に若支障はないかどうかですね、その辺を。

市長～市として埋立事業をすると云う計画をもつております。そしてその免許を取るべく今準備を進めてつあります。それで個人からこう出た場合には、結局市の事業はその部分だけ出来なくなると云うふうなことになるのであります。出来なくなると云うことは、支障をきたすと云うことになると思つてあります。

5番～この問題の諮問を主席から受けまして、先程の説明にもありました様に当局におかれましては、都計審議委員会に諮つて結論は出ていますが公表するのは、さしひかえたいと云うふうなお話でありましたが、この諮問案件に関連して市長が都計審議委員会に諮つた日時、そして議ざられた内容の記録、その案件審議に列席した人の氏名、そして審議された内容の記録、これをここに提出して載せたいと思つてますが、出来ますか。

市長～出来るが、私今持つておりませんので、係りの方にそれを請求すれば今持つて来て出来ると思つてます。

5番～今日出来ますか。

市長～はい。

15番～置接にこの問題とは結びつかないかも知れませんが、先の諮問案件とも関連をしたいと思いますので、質問したいと思います。市長とし



として直営でなされるのかですね、それとも或は特定の業者に請負わ  
させてこの利益を案分すると云うふうになされるのかですね、御計画は  
どう云うふうな御計画ですか。

市長～埋立の進め方については、2、3日前の一般質問でも申し上げたと思  
いますが、一応市の方で公有水面埋立法による免許を獲得したならば  
すぐ事業の計画を立てて、予算はどの位の金がかかるか、方法はどう  
云うふうにして、そして埋立地はどうか云うふうに使おうと云うことを、  
議会とも良く一しよになつて検討してこれを進めたい方法であります  
が、方にも色々あると思ひます、いわゆるそう云う色さいを持つた人  
を市の方が直接、雇つていわゆる毎日常用と云いますか、常用でやつ  
ていくか、或は地域を決めて請負をさせるのか、或は業者にちやんと  
歩合でもつて埋立るにつれて、これだけは市の方にどれだけは、業者  
の方でと云うふうな契約でこれで進めて行くかと云うふうな方法は、  
これから先皆さんと一諸に検討して進めたいところ思つております。

15番～市長としての構想は今、これと云うものはないですね、

市長～これと云う決定的な所は持つておりません。そう云う方法でやりたい  
と。

15番～今度はその諮問案件に出されておるところの、その今申請なされてい  
る人と会つている様なことでありますが、それについては、

市長～会いましたが、そう云うどつちかと云うと、こう云うふうに申請して  
ありますので、宜しくと云う程度で帰られただけで別に細い話しは、

15番～埋立の方法などは、未だ話し合つていませんか、

市長～はい。それは未だです。

9番～つい最近埋立て問題に対して、埋立順序によつて当然市が埋立てて検  
当する議会でも検討することになると思ひますが、と云う御説明であ  
りますが、その後、その埋立問題に対して、最つと検討しなければ  
いけない事実が生じた点がありますならば、もつと検討を要するんじ  
やないかと云う様な点が当局に考えられる点がありましたら、

市長～今の質問もう少し、

9番～その後ですね、もつと検討を要しなければいかないと云う点が生じ  
た。いわゆる市長さんとして、この問題が生じたことはありませんか  
又それとも最つと検討を要しなければいかないと云う様な点がありま  
したら御説明願ひます。

市長～只今の問題、これはもうずつと充分なる検討を要すると云うので、皆さんに諮問を申し上げている訳であります。

9番～具体的にどう云う面をもつと検討を要しなければいけないと云う様な点と云うのは、

市長～具体的な問題を提案してです、主席の諮問に対して、どう云うふうに答申した方がいいかと云うことを検討しなければならんと云うので

9番～基本的に変化と云うことはなかつた訳ですね、

市長～何んの変化ですか、

9番～今までの計画のあり方ですね、前に検討した場合と現段階においての計画の、

市長～計画のずれですか、又計画をするかしないかです、

9番～いや計画自体がですね、変化と云うことは、別な訳ですね、

市長～計画はずつと進めておるはずで、基本的にやると云う基本的な問題については、変化はありません。

9番～はい、

議長～暫く休憩致します。(午前11時13分)

議長～再開致します。(午前11時25分)

5番～只今質問致しました私の事項を私の意のままに市長が受け取られていない様に思われますので、もう少し詳しく質問致します。この件につきまして都計審議委員会に諮つて結論が出ていると云うふうに先程の説明でありましたが、この都計審議委員に諮つた日にち、誰れから場所、出席してもらつた氏名、そしてその時審議された結論、結論に至るまでの理由、そう云つた様な必要事項を記録に、そう云う関係記録を文書で議会に提出して載せたいと思ひますが、出来ますか、

市長～出来ます。それがあの時の記録がどう云うふうな様式で記録されておるか知りませんが、今の様に日時とメンバーとその時の出席人員は今調べ来てあります。それからその過程については理由や結論についての記録は、記録としてそのまま担当の方に残されておると思ひますので、それを提出することは可能だと思ひます。

5番～とにかく提出される訳ですね、提出することは可能であると思ひます

市長～只今の問題、これはもうずつと充分なる検討を要すると云うので、皆さんに諮問を申し上げている訳であります。

9 番～具体的にどう云う面をもつと検討を要しなければいけないと云う様な点と云うのは、

市長～具体的な問題を提案してですね、主席の諮問に対して、どう云うふうに答申した方がいいかと云うことを検討しなければならんと云うので

9 番～基本的に変化と云うことはなかつた訳ですね、

市長～何んの変化ですか、

9 番～今までの計画のあり方ですね、前に検討した場合と現段階における計画の。

市長～計画のずれですか、又計画をするかしないかですね、

9 番～いや計画自体がですね、変化と云うことは、別ない訳ですね、

市長～計画はずつと進めておるはずで、基本的にやると云う基本的な問題については、変化はありません。

9 番～はい、

議長～暫く休憩致します。(午前11時13分)

議長～再開致します。(午前11時25分)

5 番～只今質問致しました私の意を私の意のままに市長が受け取られていない様に思われますので、もう少し詳しく質問致します。この件につきまして都計審議委員会に諮つて結論が出ていると云うふうに先程の説明でありましたが、この都計審議委員に諮つた日にち、それから場所、出席してもらつた氏名、そしてその時審議された結論、結論に至るまでの理由、そう云つた様な必要事項を記録に、そう云う関係記録を文書で議会に提出して載せたいと思ひますが、出来ますか、

市長～出来ます。それがあの時の記録がどう云うような様式で記録されておるか知りませんが、今の様に日時とメンバーとその時の出席人員は今調べて来てあります。それからその過程については理由や結論についての記録は、記録としてそのまま担当課の方に残されておると思ひますので、それを提出することは可能だと思ひます。

5 番～とにかく提出される訳ですね、提出することは可能であると思ひます

と云うふうな、いわゆる懇後でなくて、提出してもらいますか、どうか私の質問の要旨であります。

市長～提出致します。これ皆さんに原紙切りますか。

5 番～私の質問は石川真六個人としてではありません。正式に開かれた会議における正式の手続を経た発言であります。従つてどう云うふうに出すかは、明らかに質問で云いました様に文書を辨つて提出してもらいたいと云う要旨でありますから議会全員に配布出来る様に提出すべきのが妥当と私は解しやく致します。

市長～いや、その記録は提出出来ますが、先の話しの様にですね、議案みた様に原紙切つて配布しますか。一応提出してもらつてようございますかと云うことです。

5 番～出来れば早いと云う立場からすると、一枚の紙をまわしてもいいと思うんですが。

市長～そう云うふうにして載きたいと思はしますがね。

5 番～後で又全員にわたる様に出来ますか。

市長～後で一応見てもらつて、後でそれを原紙を切つてと云う訳ですか。

5 番～はい。

市長～それは今建設課長が出席していないのでですね。

5 番～つまりこの案件の行政案件の参考文書として追加提出すると云う訳です。

議長～暫く休憩致します。(午前11時30分)

議長～再開致します。(午前11時58分)

議長～提出をす。そのが...の...がどう云うふうな...で...か...が...が、今の...に...と...の...は...に...問...て...て...、それからその...について...、...としてその...の...に...、...、...、...、...、...

議長～...に...提出される訳です、提出することは可能であると...。

と云うふうな、いわゆる想~~で~~なくて、提出してもらいますか、どうか私の質問の要旨であります。

市長～提出致します。これ皆さんに原紙切りますか、

5 番～私の質問は石川真六個人としてではありません。正式に開かれた会議における正式の手続を経た発言であります。従つてどう云うふうに出すかは、明らかに質問で云いました様に文書を持つて提出してもらいたいと云う要旨でありますから議会全員に配布出来る様に提出すべきが妥当と私は解しやく致します。

市長～いや、その記録は提出出来ますが、先の話しの様にですね、議案みた様に原紙切つて配布しますか、一応提出してもらつてよろざいますかと云うことです。

5 番～出来れば早いと云う立場からすると、一枚の紙をまわしてもいいと思つてますが、

市長～そう云うふうにして載きたいと思つてますがね、

5 番～後で又全員にわたる様に出来ますか、

市長～後で一応見てもらつて、後でそれを原紙を切つてと云う訳ですか、

5 番～はい。

市長～それは今建設課長が出席していないのでですね、

5 番～つまりこの案件の行政案件の参考文書として追加提出すると云う訳です。

議長～暫く休憩致します。(午前11時30分)

議長～再開致します。(午前11時58分)

真野湾都市計画審問委員会記録

日時 1963年12月10日午後4時

場所 会議室

諮問事項 真野湾市伊佐地先公有水面の埋立免許申請について

1. 出席者  
委員側 西清水 石田英正 富城清吉 伊佐真人 武島行男 宮里敏行  
市当局 市長 助役 総務課長 経済課長 財政課長 建設課長 財政、  
建設担当参事 とう原(都計係)

委員会の内容

- 1 市長挨拶
- 2 担当主務課長より前回の石川真六からの申請にかかる処理された経過の説明
- 3 まき港河口の港湾施設、計画についての説明
- 4 委員における伊佐地先の公有水面埋立申請についての審議内容
  - イ 本市の東支那海に面する伊佐～宇地浦地先の公有水面の埋立計画は市の都市計画の一環として計画されているので該申請は当然免許しないのが従前であると思われる。
  - ロ 宇地浦地先(まき港川、河口)は運輸省の中野技官のしん断によつて港湾計画が打ち出され、市議会側としても港湾計画については大きな関心と期待をかけているので、埋立計画と港湾計画の実施はあくまで市の事業として施工すべきであると考え、現在の本市のマスタープランはただ計画の段階であるので現在1個人によつて埋立されることは、本市の埋立計画と1個人業者の計画とが濫用されて、市としての実施、埋立の際に大きな支障になるものと思われるので市独自としての埋立実施が出るまで免許を与えるべきでない。
  - ハ 市計画の埋立に要する工事費は(きよ銀)なものであるから本市の事業として埋立事業実施される時期になると市の計画に合致した埋立免許申請がある時は免許を与えてもよいと思われる。
- 二 本市が都市計画マスタープランの作成を完了してから公有水面の埋立免許申請は今計画と2件の申請があるが免許を与えていない。立法された公有水面の埋立は申請によつて個人でも施工出来ることになつていながら都市計画と云ふ事は長年にわたる事業であるのでいつまでも市としての案が計画とまると云ふ一言で免許を拒否すべきでないと思われるので市の都市計画の実施と法定手続を早急にやるべきだと思われる。

宜野湾都市計画諮問委員会記録

日時 1963年12月10日午後4時

場所 会議室

諮問事項 宜野湾市伊佐地先公有水面の埋立免許申請について

1. 出席者

委員側 西清水 石田英正 宮城清吉 伊佐真人 武島行男 宮里敏行  
市当局 市長 助役 総務課長 経済課長 財政課長 建設課長 財政、  
建設担当参事 とう原(都計係)

委員会の内容

- 1 市長挨拶
- 2 担当主管課長より前面の石川真六からの申請にかかる処理された経過の説明
- 3 まき港河口の港湾施設、計画についての説明
- 4 委員における伊佐地先の公有水面埋立申請についての審議内容
  - イ 本市の東支那海に面する伊佐～宇地浦地先の公有水面の埋立計画は市の都市計画の一環として計画されているので該申請は当然免許しないのが従前であると思われる。
  - ロ 宇地浦地先(まき港川、河口)は運輸省の中野技官のしん断によつて港湾計画が打ち出され、市議会側としても港湾計画については大きな関心と期待をかけているので、埋立計画と港湾計画の実施はあくまで市の事業として施工すべきであるとする現在の本市のマスタープランはただ計画の段階であるので現在1個人によつて埋立てられることは、本市の埋立計画と1個人業者の計画とが混用されて、市としての実施埋立の際に大きな支障になるものと思われるので市独自としての埋立実施が出来るまで免許を与えるべきでない。
  - ハ 市計画の埋立に要する工事費はきよ額なものであるから本市の事業として埋立事業実施される時期になると市の計画に合致した埋立免許申請がある時は免許を与えてもよいと思われる。
- ニ 本市が都市計画マスタープランの作成を完了してから公有水面の埋立免許申請は今回と2件の申請があるが免許を与えていない。立法された公有水面の埋立は申請によつて個人でも施工出来ることになっているが都市計画と云う事業は長年にわたる事業であるのでいつまでも市としての案がまとまると云う一言で免許を拒否すべきでないと思われるので市の都市計画の実施と法定手続を早急にやるべきだと思われる。

諸問に対する意見について

質疑

- 1 市当局の都市計画による埋立に対する基本的な態度如何
- 1 他者の申請による埋立についてどう考えるか、
- 1 中野技官の港橋構想について
- 1 埋立について附近住民はどのような考えをもっているか、
- 1 都市計画の具体的な計画が決定している場合にはどう取扱うか、
- 1 都市計画による埋立区域の決定はいつ定めるか、

申請に対する意見

1 埋立の可否

本市の都市計画と相応してなすべきであると考えられるので現段階においては許可することに対して適当でない。

1 理由

都市計画の埋立事業は十分に検討すべきであり又市当局の基本的な方針を早急に確立して、その方針の上に立つて処理されねばならないと考える。

埋立事業は、本市の都市計画に基づき、港橋構想が実現され、本市を拡大して、その中心地としての地位を確立するものである。埋立事業は、本市の都市計画に基づき、港橋構想が実現され、本市を拡大して、その中心地としての地位を確立するものである。埋立事業は、本市の都市計画に基づき、港橋構想が実現され、本市を拡大して、その中心地としての地位を確立するものである。

埋立事業は、本市の都市計画に基づき、港橋構想が実現され、本市を拡大して、その中心地としての地位を確立するものである。埋立事業は、本市の都市計画に基づき、港橋構想が実現され、本市を拡大して、その中心地としての地位を確立するものである。

埋立事業は、本市の都市計画に基づき、港橋構想が実現され、本市を拡大して、その中心地としての地位を確立するものである。埋立事業は、本市の都市計画に基づき、港橋構想が実現され、本市を拡大して、その中心地としての地位を確立するものである。

## 諮問に対する意見について

### 質談

- 1 市当局の都市計画による埋立に対する基本的な態度如何
- 1 他者の申請による埋立についてどう考えるか、
- 1 中野技官の港湾構想について
- 1 埋立について附近住民はどのような考えをもっているか、
- 1 都市計画の具体的な計画が決定している場合にはどう取扱うか、
- 1 都市計画による埋立区域の決定はいつ定めるか、

### 申請に対する意見

- 1 埋立の可否  
本市の都市計画と相応してなすべきであると考えられるので現段階においては許可することに対して適當でない。
- 1 理由  
都市計画の埋立事業は充分に検討すべきであり又市当局の基本的な方針を早急に確立して、その方針の上に立つて処理されねばならないと考える。



5 番～市長にお伺いします。いつか市長室で私と市長と直接に面接したときの話を思い出して下さい。その時に中野技官が宜野湾市当局に来られてそして宇地浦の海岸一帯に來てもらつた訳ですが、あの目的は何んであるか、市長と云う私の質問に対して市長はこう云うふうに説明されました。更につけ加えて、港を作ると云う計画を市長が打ち出して、そしてそれに基づく所關連する所招へいであるのか、そう云うことと仮定すれば作る計画は、まだ打ち出されていないが、あの辺一帯にも港を作るとした場合、と云う前提に立つて、中野技官は只その前提に立つて港を作ると云う技術上の面からの実地調査であります。と云うふうにはつきりと明言されました。しかし現在の只今の要綱を聞いておりますと都計諮問委員会が開かれた時のその記録は、そう云うふうなことでありまして、いつの間にかすりかえられた様な結論となつております。港を作るとした場合はと云う前提に立つて作るとすれば、どうなるか、いわゆる作れるか、どの位の規模か、と云つた様なこれは技術上面であるはずであります。その技術上の面から中野技官の判断をさせてもらつた。あくまでその枠内の招へいであるとしてと云うふうになつて、今の正式の記録を聞いてみますと、中野技官の判断により計画を打ち出したと云うことになつて、あの時の私に対して出した御説明は食い違いがあると思ひますが、どうですか、

市長～只今の御質問、食い違いがあると思はれると云うことでありますが、他に話に話があれば話の記録があれば最もこれがわかりやすいと思ひますが私はこう えております。都計のマスタープランを作る時に、前に見えた3名の方々は埋立や港湾については、良く知らないので一応そこは埋立をすると云う構想は言えるのだが、実際の指導の面になると云うと、この向きの技術官が來た時に指導を受けてもらいたいと云うことが、あつたので、それを政府にもお願いしたら幸いそれじや今來ておるので、日程の中には入つておらないが、宜野湾に2～3日行つて見てもらうようにしようとするので、そして、宮古から歸つた時にちょうどこの時期がいいと云うので、確か6月の議会の終り頃見えたと思ひます。そして見てもらつたら埋立も適當であると、そしてこのまき港はこれから先に出るの工業地帯が発展すれば、それによつて商港としての必要性も出て來ると、有望であると、作るとすれば、こう云うふうにして作つた方がいいと、但し港湾の指定になると、それは政府がやるので政府としても後の問題によつて、そこをひ難港にするか、漁港にするか、商港にするかと云うことは、認可は政府としてされるはずだが、もしそこに出來るとすれば、埋立はこう云うふうにしてやつたらよからうと云う指導を受けておりますと云うふうな言葉は違ふかも知れませんが、そう云うふうな意味合いのお話を申し上げたと思つております。若し今の何に食い違いがあれば、どの辺にどう云う所が食い違つておるかを検討して私としては、こう云うふうな説明を申し上げたと云うふうにおぼえております。



5 番～計画と申しますからには、ある程度最少限の具体性が、おびていなくちやいけないと思います。やるかやらんかと云うふうに頭の中で考えている段階が、未だ計画にはなっておりません。その立場から今の問題を関連して検討しました場合には、中野技官に断させたと云うことは、その時点においては、作るか作らないか、まだ市民個人の頭の中には決めてない訳であります、でありますからには、計画にはまだ入っていない訳であります。これは計画は、あくまである程度先申し上げました様に具体的に打ち出されて、ある程度まで具体的に打ち出されて初めて計画でありまして、そのやるかやらんかが頭に詰めただけじゃ思つただけでは、計画ではありません。これは、これに関連して更にお尋ね致しますが、市長が主席も宜野湾市に見えるかは大謝名まで迎えて呉れと云うふうな連絡があつて、市長さんは、あそこに行つたことがありますか、その時主席がお見えになつておられたですか、

市長～主席も大謝名には、誰も見えないで、しばらく待つてから、水産課長が彼所に見えておるので、すぐ伊佐浜に来てもらいたいと云うので、その連絡で伊佐浜に行つて、水産課長と、しばらくしてから水産課長の車が来ただけで主席はお見えになりませんでした。

5 番～あの当時ちょうど議会開会会中でありました。そして定刻になつても、責任者の議長もまだ見えておりませんでした。その議長が見えてない理由について事務局長に聞きました所、事務局長もわかりませんでした。後そう云うふうな事情があつておくれたと云うことが聞かされて、わかりましたが、その時何んの前ぶれもなく、議会を開会されているのかかわらず、市長、議長が幕前の何んの連絡もなく向うに行かれたと云うふうな理由は、今先のお話しにありました様に政府から主席が、お見えになるからと云うふうな連絡があつてそう云うふうになつたと云うお話しでありましたが、それは一応納税出来ます。そこでその連絡のもつとつと具体的のいきさつを御説明願います。誰が市長のみみにそれを連絡したか、そして市長にそう云うふうな連絡を受けついで人は、直接政府からそう云う連絡を取つたのが、その辺を最つと具体的の説明をお願い致します。その当時の政府から主席がお見えになるから大謝名まで市長は出向えて呉れと云うふうに市長に連絡した。いきさつを具体的に御説明願います。関係者が説明して下さい。

経済課長～その時の電話を私が受け取りましたので、電話受付簿がありますのでそれを持つて来ますから、

5 番～それは、いいですよ、説明して下さいを、私はお願いしてあります。

経済課長～その場合も、その時朝ですね、彼所に来まして8時一寸過ぎだつたと覚えておりますが、近海養殖のために、主席のこの友達は今本土から専門家が来ておるので、その人は糸満から名護まで行く予定になつておる

らま待の人たあま云、あじ  
 かしに席のしてしどてん  
 いと方主合まういつ訳い  
 た私の、組り入どさやたよ  
 見で話と張あめ、なだし方  
 を、又る流で合がし一絡方  
 野た三す、絡組いをに連た  
 野しのくど道楽くしんにし  
 宜ま名ら方う流にるさん絡  
 一お大し合とそ分目天長も  
 ち来て、で組ればばに、市に  
 か来ぬ、で業呉がれをにん  
 るがすた漁て席あそ絡うさ  
 あ話でしのをえ主で、遠ふ長  
 申うしりそをてれるい云云  
 途云めあ、めそお書とと一  
 のと示でが集、がもにとす、  
 ; 具きと訳こか由にのりてり  
 はてつらんそた沢紙そあ方あ  
 てえは云ら、しにか、そので  
 と出所れわ々事そ、しうさわ  
 海で揚く、人う守らま安長う  
 野方のそえがすうかつあり市云  
 が、背、通々係そろ云てにが、ど  
 が海は出我聞はどと後すい  
 ん宜しつ軍々傳るすうそりや

5 番～これ以後、便々そ云う練なことが、つたら非常に困りまのうきで、念を  
 おるの連な後、一便話で、そめかうたい訳なんです、が、貴  
 は、一便話で、そめかうたい訳なんです、が、貴

経済議長～前漢と云うんてす。(水産課の)

5 番～前漢と云うんてす。(水産課の)

経済議長～はい、お建設の先を今市  
 市 長～建設の先を今市

市 長～建設の先を今市

5 番～私1個人としましては、1、2の方の希望発言は聞いおはえはあり  
 ますが、議会で話を作った方がいいと云う多数の意見を聞いた度、

んだが、宜野湾としては、その途中であるから一応宜野湾を見たいから宜野湾市の方で出迎えて呉れと云う電話が来ておりました。で私としましては、その場所ははつきり示めてですね、大謝名の三叉路の方に待つて出迎えてくれと云うことでありました。でしばらくすると、主席の車は我々がは、わからん訳だが、そこの漁業組合の方と、漁業組合の人々を関係する人々を、そこに集めて迎えて呉れと云う連絡でありました。電話はそう云う事でしたから、それは主席がはその漁業組合の人々であるかどうか一寸そこに沢山人がおるんであれば分りにくいですが、どうしますかと云つたら、何か紙にでも書いて、そこに目じるしを下さいと云うことでありました。その様にと云う連絡を、天久さんに一応やつて、その後そう云う事でありまして云うふうに市長さんに連絡した訳であります。市長さんの方では、一応議長さんにも連絡した方がよいんじゃないかと云うわけであります。

5 番～これは以後、度々そう云う様なことあつたら非常に困りますので、念をおしてもう一度確かめたいんですが、経済課長がそう云うふうな政府からの連絡は電話で受けた訳ですね、貴方に電話を持つて連絡された相手はどなたですか、

経済課長～前泊と云うんです。(水産課の)

5 番～前泊さんですな、はつきり主席もお見えになるからと云うふうな連絡があつた訳ですな。

経済課長～はい、わかりました。次市長にお伺いします、9月の定例議会におきまして、建設課長は私の質問に対して、商港、漁港、若しくは港に関する施設を計画しないと云うふうに明らかに答弁しておりますが、そうすると今先の説明の中に港湾を計画されていると云うことを、どう云うふうな事になりますか、課長の答弁は当然当局の答弁、市長の答弁は当然市長の答弁になります。

市長～建設課長の答弁は具体的な計画はやつておりませんと云うことであつて今の計画と構想との段階はどこで切るべきかになると、これは難しい問題だと思いますが、市としては、断をさせたり、それから図面を作つたりして、今の様な構想と何を作るまでは、これは1つの計画と云うふうな考え方で私は申し上げている訳であります。建設課長の答弁は確かに具体的な計画ですね、いわゆる測量もしてここを何を作るようにしてと云うふうな技術的な細い計画を意味しているんじゃないかと私は解しております。

5 番～私1個人としましては、1、2の方の希望的発言は聞いたおぼえはありますが、議会では話を作つた方がいいと云う多数の意見を聞いたのは



ありません。にもかかわらず都計諮問委員会において、港湾が出来ることは、見方に対すると云うふうな断定的な記録になつておりますが、そう云うふうな事実は、いわゆる議会で正式の本会議だろうが、或は又休憩の時間だろうが、都計に対して積極的に話し合を持つたこともなければ全体の空気として、それに積極的に推進していかなくちやいかないと云う意見を聞いた事もありません。そこであの都計諮問委員会における発言は事実から遠いような作為的な記録の様に思われますが、市長自信はどう云うふうにお考えでありますか。議会は港を作ることに積極的に期待していると云うあの発言は、そう云うふうに事実そうであると云うふうに認めておられますが、議会にそう云うことを認められた事は1圖もないと云うふうに私は認めておきます。

市長～中野さんの指導助言を得た場合には、議会も一語でそしてその図面を見て、これは市としてもそう云う構想を進めて行くことについては御懸念がないので、プランにもあれをあのものと然とした図を一応分かの修正をされてはめたと云うことを私は知つておりますので、そのままを諮問委員会にもお話しただけであります。それで議会にも諮らないでと云う話してありますが、いざこれを事業の段階にもつて行つた場合には、細いこの予算や、それからその細い交通図等も見えて孰いてその事業には入るものと云う考へて、今の所は大體こう云うふうな構想で進めつつありますと云うふうに申し上げただけであります。

5 番～私の質問の要旨は、

市長～今事業に入ると云うことになりますと、どうしてもそれをかくす様なことはさせずに、今にもお諮りして、これを進めたいとこう思つております。

5 番～私は質問の要旨は議会の構成員である一部のその意見があるいは2, 3名の人の意見をいかにも議会全体の意見であるからの様な発言を公式記録に残すと云うことは、好ましくないと云う立場から、今質問しております。そこでその事実があつたかどうか、それに対する又私の考へ方に対して市長は、どう思われますかを今聞いてるのでございまして。懇談会、議会、それから当局をまじえて、中野技官とその場所での懇談会、あの場合天久盛雄議員から、港湾施設について、中野技官にうかがつた所宜野湾市の地理的条件から、検討して近い距離に那覇港、油港と云うふうな港があるにもかかわらず、更に宜野湾市に今港湾を作ると云うことはそれは作ることは可能であるが、採算制の問題、その他の面からあまり積極的に作らなくちやいかないと云うふうには、まだないと云つた様な内容の説明があつたかと私は認めておりましたが、12月何月付けの発行の市広報によりますと、中野技官は宜野湾市に港を作つた方が、作る必要があると云うふうな意見だけ取り入れられておりますが、今私の認めておくと広報にある記録と、どちらが正しいと思ひますか。

市長～広報になんと云うふうにあるんですか、どちらの食い違いですか、

5 番～私の気おくではすね、あの時そこで懇談会をもたれましたね、天久盛  
難員からその本人の関心のある問題、いわゆる港に開く港の見専問の  
約の意見を聞くために申野技官に質問がありました、その時申野技官か  
説の閉つまり作れば作れないは直野市は近い所に、いわゆる港、船  
云う面から検討した場合は直野市へ作つても採算制、更にかんばし  
港と云う所に港がある関係上、たとへ作つた云うふうに私はおき  
た場合には、まともな内容の議案だつた云うふうに解しやが  
いすが、広報には、まともな内容の議案だつた云うふうに解しやが  
まらなくちやいかなと云つた様な、そつた云うふうに解しやが  
まらなくちやいかなと云つた様な、そつた云うふうに解しやが  
まらなくちやいかなと云つた様な、そつた云うふうに解しやが

市長～私、いのがえじておきますと今の御質問は申野技官の採算制が取り  
とるが心配してうかがう港は有難である云うふうに  
聞をしておつた港が、広報には、港は有難である云うふうに  
れでいすが、まともな内容の議案だつた云うふうに解しやが

5 番～有難であるとは、私は申しておりません、作る必要がある、そう云つ  
た意味合です、そう云うふうに解しやが、いわゆる採算制に  
て又採算制は、まともな内容の議案だつた云うふうに解しやが  
一級、二級の土地を定め、おきか、まともな内容の議案だつた云うふうに解しやが

市長～天久さんの質問に対する申野さんの答えを、はつきりこうおはえては  
5 番～おれが申野さんが私に後でまじめの話を一番おはえては  
ますが、難員にも近い、そが、港もあると云うと、おはえては  
じて難員一帯では倉庫も倉庫も賃多所の土地ももう一帯おはえては  
自然この辺まで港と申す、或は工業用地と申す、将来有難だと  
云うふうに話し、私に、おはえては、まともな内容の議案だつた云うふうに解しやが  
を、云う施設は、い、おはえては、見解より、将来は、有難だと云うふ  
水防費が、後の広報の様な見解が、まともな内容の議案だつた云うふうに解しやが  
重要、おはえては、まともな内容の議案だつた云うふうに解しやが

5 番～後の広報と云うのは、まともな内容の議案だつた云うふうに解しやが

市長～広報に出ている様なすね、将来そう云う港が有難であると云うこと  
を助言されたのが正しいんじゃないか、と云う思つておき

5 番～市長の見解を知るために、私の質問でありましたが、わかりましたから  
これで質問を終わります。

市長～広報になんと云うふうにあるんですか、どちらの食い違いですか、

5 番～私の気おくではですね、あの時そこで懇談会をもたれましたね、天久盛雄議員からその本人の関心のある問題、いわゆる港に関する意見を専門的の意見を聞くために中野技官に質問がありました。その時中野技官の説明につまり作れば作れないことはないが、作つた方がいかどうかと云う面から検討した場合には宜野湾市は近い所に、いわゆる油港、那覇港と云う所に港がある関係上、たとへ作つても採算制、更に又作るとした場合には、まともには財源と云つた面から、いわゆる、かんばしくないかと云つたふうな内容の説明だつたと云うふうに私は記しておりますが、広報には、そう云うふうな部分オミットされておりました、作らなくちやいかないと云つた様な、そう云うふうに解しやくされる記事がのつております。そこでどちらが正しいと思われませんかを私は今お伺いしております。

市長～私、いかえしておきます。今の御質問は中野技官の採算制が取れるかどうかについて、うたがわしいから、港湾は適当でないとう云うふうな説明をしておつたんだが、広報では、港湾は有望であると云うふうに出されているが、どつちが正しいかと云う。

5 番～有望であるとは、私は申しておりません。作る必要があると、そう云つた意味合です、そう云うふうに解しやくされる記事が出ています。それで又採算制だけじゃなくて、いわゆるもち論採算制になる訳であります、と申しますのは、そう云う重要問題に關して、広報は、いわゆる多数の市民に読するためでありますから、やはり真実とかけ離れない様にしてもらいたいと云う立場からであります。

市長～天久さんの質問に対する中野さんの答えを、はつきりこうおぼえてはおりませんが、中野さんが私に後でまとめたの話しを一番よくおぼえていますが、那覇にも近い、それから油港もあると云うことも話して、そうして那覇一帯では倉庫も倉庫用に使う所の土地ももう一杯しておるので自然この辺までは港としても、或は工業用地としても、将来は有望だと云うふうな話しぶりを私に話しておられましたのでどつちかと云うと、そう云う施設はいらないと云う見解よりは将来はいる有望だと云うふうな助言が、後の広報の様な見方が正しいんじゃないかと、こう思っております。

5 番～後の広報と云うのは、

市長～広報に出ている様なですね、将来そう云う港湾が有望であると云うことを助言されたのが正しいんじゃないかとこう思っております。

~~5 番~~市長～市長の見解を知るために、私の質問でありましたが、わかりましたからこれで質問を終わります。

議長～暫く休憩致します。(午後零時01分)

議長～再開致します。(午後零時14分)

5番～先にもこれと関連する案件を議会は片付けて来たはずでありませう。そこで鑑工委員会に付託審査の勅諭を提出します。

議長～暫く休憩致します。(午後零時15分)

議長～再開致します。(午後零時17分)

議長～5番議員から諮問第13号を鑑工委員会に付託したいと云う動議が提出され、所定の賛成者がござりませんので、只今の動議は成立致しておりません。

議長～暫く休憩致します。(午後零時20分)

議長～再開致します。(午後零時34分)

議長～諮問第13号の公有水面埋立申請に対する諮問は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～暫く休憩致します。(午後零時35分)

議長～再開致します。(午後2時34分)

議長～16、17番の出席を報告する。

議長～暫く休憩致します。(午後2時36分)

議長～再開致します。(午後2時39分)

議長～質疑も大体つきな様でありますので質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑を打ち切ることに致します。

議長～では、本案に対する討論を認めます。

19番～本府の東支那海に面する伊佐、宇地浦地先公有水面の埋立計画は、市の都市計画の環として計画されており、現在又1個人によつて埋立る場合市の都市計画上、支障をきたすものと考へますので、不許可要すべく答申すべきであるところ考へます。

議長～外に要つた御意見はございませんか、ない様でありますので討論を打切

議 長～暫く休憩致します。(午後零時〇一分)

議 長～再開致します。(午後零時一四分)

5 番～先にもこれと関連する案件を議会は片付けて来たはずであります。そこで経工委員会に付託審査の決議を提出します。

議 長～暫く休憩致します。(午後零時一五分)

議 長～再開致します。(午後零時一七分)

議 長～5番議員から諮問第13号を経工委員会に付託したいと云う動議が提出され、所定の賛成者がございませんので、只今の動議は成立致しておりません。

議 長～暫く休憩致します。(午後零時二〇分)

議 長～再開致します。(午後零時三四分)

議 長～諮問第13号の公有水面埋立申請に対する諮問は質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後零時三五分)

議 長～再開致します。(午後二時三四分)

議 長～16, 17番の出席を報告する。

議 長～暫く休憩致します。(午後二時三六分)

議 長～再開致します。(午後二時三九分)

議 長～質疑も大体つきた様でありますので質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、質疑を打ち切ることに致します。

議 長～では、本案に対する討論を認めます。

19番～本案の東支那海に面する伊佐、宇地浦地先公有水面の埋立計画は、市の都市計画の環として計画されており、現在又1個人によつて埋立の場合市の都計上、支障をきたすものと考えますので、不許可致すべく答申すべきであるところ考えます。

議 長～外に変わった御意見はございませんか、ない様でありますので討論を打ち

議 長～まず、議案第1号、(午後2時4分)

議 長～では、諮問第13号公有水面埋立申請に対する諮問についてを案決に付  
します。不許可すべきであると云う様に答申することに御異議ございま  
せんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので一応意見をつけまして答申することに決定致  
します。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時42分)

議 長～再開致します。(午後2時44分)

議 長～本日の日程第2に諮問第1号、議事参与の諮問についてを通覧願います  
局長をして朗読せしめます。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時45分)

議 長～再開致します。(午後3時)

議 長～諮問第1号は継続審議と致します。

議 長～日程変更をお断りいたします。本日の日程第2第3を繰り下げまして、  
日程第4を繰り上げたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認めさせていただきます。

議 長～選挙管理委員会に補充充員の選挙についてを議題と致します。本案は1  
963年の10月30日付で選委員並に補充員の任期が満了致しました  
ので、その後任の選挙であります。宜しくお願い致します。  
選挙の方法についてを御検討願います。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時58分)

議 長～再開致します。(午後4時00分)

議 長～本案については、休憩中にお話しがありました様にせん管委員を挙げた  
いと思っております。それで選挙委員については、皆様方の御了解のも  
とに議長が指名致します。それと、選挙委員に就いては、19番、18番、16番、8番、3番以上の議員にお願い致したいと思  
いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～以上で本日の議事を閉じさせていただきます。本日はご苦労さまでございます。

ます。

議 長～では、諮問第13号公有水面埋立申請に対する諮問についてを表決に付  
します。不許可すべきであると云う様に答申することに御異議ございま  
せんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので一応意見をつけまして答申することに決定致  
します。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時42分)

議 長～再開致します。(午後2時44分)

議 長～本日の日程第2に請願第1号、議事参与の請願についてを追加願います  
局長をして朗読せしめます。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時45分)

議 長～再開致します。(午後3時)

議 長～請願第1号は継続審議と致します。

議 長～日程変更をお語りいたします。本日の日程第2第3を繰り下げまして、  
日程第4を繰り上げたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認めさ様決定致します。

議 長～選挙管理委員並に同補充員の選挙についてを議題と致します。本案は1  
963年の10月30日付で現委員並に補充員の任期が満了致しました  
ので、その後任の選挙であります。宜しくお願い致します。  
選挙の方法についてを御検討願います。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時58分)

議 長～再開致します。(午後4時00分)

議 長～本案については、休憩中にお話しがありました様にせん審委員を挙げた  
いと思っております。それで選挙委員については、皆様方の御了解のも  
とに議長が指名致します。

19番、18番、16番、8番、3番以上の議員にお願い致したいと思  
いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め以上の方々を選考委員として選出致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時05分)

議長～再開致します。(午後4時25分)

議長～選考委員の選考の結果を報告せしめます。  
(異議なしと呼ぶ)

16番～では選考委員5名に代りまして、私の方から選考の結果を御報告致します。  
委員の方に～松川 正敏 当山 全喜 奥里 啓俊 伊佐 友誠  
補充員に～奥里 好永 國吉 真義 知念 一夫 崎間 盛光  
比嘉 秀盛  
以上報告致します。

議長～只今選考委員より報告がありました様に選挙管理委員並に同補充員を指名推薦による当選人と決定することに御異議ございませんか。

全員～(異議なしと呼ぶ)

議長～全員御異議がないので、只今指名推薦された方々をもつて当選人と決定致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時30分)

議長～再開致します。(午後4時31分)

議長～本案は前の議会において、経工委員会の方に付託され、12月20日付で報告書が参っておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～経工委員長の報告を求めます。

経工委員長～ミスプリントがございますので、御訂正をお願い致します。1項の4番の審査の方法、12月23日となつておりますが、12月13日に御訂正をお願い致します。報告すべきとは他にございません。只今朗読した通りでございます。別に質疑がございますれば、質疑の段階において、答弁致したいと思っております。

議長～本報告に対する質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。(午後4時35分)

議長～再開致します。(午後4時34分)

議長～質疑がない様でございますので、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。(と呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め以上の方々を選考委員として選出致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時05分)

議長～再開致します。(午後4時25分)

議長～選考委員の選考の結果を報告せしめます。

16番～では選考委員5名に代りまして、私の方から選考の結果を御報告致します。  
委員の方に～松川 正義 当山 全喜 奥里 将俊 伊佐 友誠 國吉 真義(水)  
補充員に～奥屋 好永 國吉 真義 知念 一夫 崎間 盛光  
比嘉 秀盛  
以上報告致します。

議長～只今選考委員より報告がありました様に選挙管理委員並に同補充員を指名推進による当選人と決定することに御異議ございませんか、

全員～(異議なしと呼ぶ)

議長～全員御異議がないので、只今指名推進された方々をもつて当選人と決定致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時30分)

議長～再開致します。(午後4時31分)

議長～本案は前の議会において、経工委員会の方に付託され、12月20日付で報告書が参っておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～経工委員長の報告を求めます。

経工委員長～ミスプリントがございますので、御訂正をお願い致します。1項の4番4番の審査の方法、12月23日となつておりますが、12月13日に御訂正をお願い致します。報告すべきことは他にございません、只今朗読した通りでございます。別に質疑がございますれば、質疑の段階において、答弁致したいと思っております。

議長～本報告に対する質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。(午後4時35分)

議長～再開致します。(午後4時54分)

議長～質疑がない様でございますので、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか、



( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打ち切ることに致します

議 長～本案に対する討論を求めます。

1 番～経工委員会の報告通り、賛成でございます。

議 長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思いますが、

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がないようでありますので、本案に対する討論を打ち切ることに致します。

議 長～では、陳情第 8 号、比屋川良禰の復旧か設方陳情についてを表決に付します。

議 長～経工委員会の報告通り採択することに御異議ございませんか、

議 長～御異議がないので、陳情第 8 号、比屋川良禰の復旧か設方については、委員会案通り採択することに可決決定致します。

議 長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を終ることに致します。尚明日は午後 1 時より再開することに致します。

議 長～散会 ( 午後 4 時 5 7 分 )